

東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用太陽光発電設備、エネファーム、家庭用蓄電池（以下、「対象設備」という。）及びネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下、「Z E H」という。）の普及を促進することにより、民生家庭部門における地球温暖化防止を推進するため、対象設備の設置又はZ E Hの新築及び購入に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下、「補助対象者」という。）は、住民票における所在地に居住している者であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する個人であること。

ア 自ら居住している市内の住宅に対象設備を設置した者

イ 自ら居住するために市内の対象設備付き住宅（未入居の新築物件に限る。）を購入した者

ウ 自ら居住するために市内にZ E H（未入居の新築物件に限る。）を新築又は購入した者

(2) 補助対象者が購入し所有すること。

(3) 次のアからイまでのいずれかに該当すること。

ア 市長が別に定める日までに対象設備を設置し、引渡しを受けていること。ただし、家庭用太陽光発電設備においては、電力会社との電力受給を開始していること。

イ 市長が別に定める日までにZ E Hを新築又は購入し、引渡しを受けていること。

(4) 補助金申請時において、市税を滞納していないこと。

(5) 設置する対象設備について、過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 過去にZ E Hの新築又は購入に係る市の補助金の交付を受けていないこと。

(7) 「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金」の申請をしていないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと。

(9) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に定める暴力団密接関係者（以下、「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

(10) その他別に定める要件を満たしていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれか

に該当するものとする。

(1) 未使用品であり、別表第 1 に定める当該補助対象要件を満たす対象設備を住宅に設置する事業とする。ただし、各対象設備については、1 世帯当たり 1 台限りとし、過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けて設置した対象設備の入替え及びリース品は対象外とする。

(2) 「Z E H の定義（改定版）＜戸建住宅＞（平成 3 1 年 2 月経済産業省公表）」における『Z E H』の定義を満たす住宅であり、別表第 2 に定める当該補助対象要件を満たす戸建住宅（以下、「対象住宅」という。）を新築又は購入する事業とする。ただし、過去に対象住宅の新築又は購入に係る市の補助金の交付を受けて新築又は購入した対象住宅の建替えは対象外とする。また、過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けている場合も対象外とする。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、対象設備の設置又は対象住宅の新築若しくは購入に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 対象設備本体、付属機器の購入及び設置に係る経費

(2) 対象住宅の新築又は購入に係る経費

2 前項の規定にかかわらず、国若しくは他の地方自治体の補助金又は寄附金その他の収入がある場合は、前項に定める補助対象経費からその収入額を差し引いた額を補助対象経費とする。

3 第 1 項各号の経費であっても、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外するものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、別表第 1 又は別表第 2 に定める当該補助金額の欄に掲げる額とし、複数の対象設備を設置した場合は、当該対象設備の補助金額の合計とする。ただし、対象住宅を申請する場合、対象設備の申請はできないものとする。

（補助金等交付規則の準用）

第 6 条 補助金の交付に当たっては、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第 1 3 号）（以下、「規則」という。）の定めるところに準じる。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、別に定める期間内において、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類及び別表第 3 又は別表第 4 に定めるそれぞれ当該添付書類の欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請期間を経過した場合であっても、市長が補助金の交付までに通常要すべき標準的な期間を考慮し、必要な事務処理を行うことが可能であると認めたときは、申請を行うことができるものと

する。

- (1) 事業実績書（別紙１）
- (2) 暴力団員等の排除に関する誓約書兼暴力団員等調査同意書（別紙２）
- (3) 事業の実施に係る領収書の写し
- (4) 申請者及び申請者と同一世帯に属する者に係る住民票の写し（発行後３か月以内の続柄の記載がある世帯全員のもので、記載住所は対象設備の設置住所又は対象住宅の所在地と同一のこと）
- (5) 市税の滞納がない証明書（発行後３か月以内のもの）
- (6) 対象設備を設置する住宅の所有者が申請者以外に存在する場合は、その者の対象設備設置承諾書（別紙３）
- (7) その他市長が必要と認める書類

２ 補助金の申請受付は、原則として、東大阪市電子申請システムにより行うものとする。

３ 補助金の交付予定額が予算額に達したときは、新たな申請は受け付けないものとする。

４ 会計年度終了後、第１項に定める事業実績書（別紙１）については、実績報告書として取り扱うものとする。

（補助金の交付請求）

第８条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第２号）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第９条 市長は、第７条第１項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び金額を決定し、補助金交付請求書（様式第２号）に記載されている口座への振込又は補助金不交付決定通知書（様式第３号）により通知する。

２ 市長は、前項の交付決定に当たって、必要に応じ条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第１０条 第８条の補助金の交付請求を行った申請者は前条第１項に定める交付の決定までの間、補助金交付取下書（様式第４号）を提出することにより、請求を取り下げることができる。

２ 前項の取下書の提出があった場合は、当該申請にかかる補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（補助金の交付）

第１１条 市長は、申請者から第８条の補助金の交付請求があった場合は、当該交付請求に基づき３０日以内に補助金を支払うものとする。

（実績報告と協力）

第 12 条 規則第 14 条に定める実績報告については、第 7 条に定める事業実績書（別紙 1）をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 市長は、補助金の交付を受けた者（以下、「交付対象者」という。）に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

（1）市の地球温暖化防止に関する取組への参加

（2）その他市長が必要と認める事項

（管理及び処分の制限）

第 13 条 交付対象者は、対象設備の設置完了日又は対象設備若しくは対象住宅の引渡日から起算して 6 年間を経過する日までは市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供してはならない。

2 交付対象者は前項に定める期間内に対象設備又は対象住宅を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、その結果を財産処分承認申請結果通知書（様式第 6 号）により通知する。

4 市長は、前項の規定により、対象設備又は対象住宅を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供することを承認した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災等による破損、その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備又は対象住宅を処分する場合は、この限りでない。

（手続きの代行）

第 14 条 申請者は第 7 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の手続きの代行について、対象設備又は対象住宅を販売する者（以下、「手続代行者」という。）に依頼することができる。

2 申請者は、前項の手続きを代行させる場合は、第 7 条第 1 項の申請書に補助金交付申請等手続代行届出書（様式第 7 号）を添えて提出しなければならない。

（帳簿等の整備及び保管）

第 15 条 交付対象者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、及び補助対象事業を実施した年度から起算して 6 年間保管しなければならない。

（状況報告及び調査）

第 16 条 市長は、当該補助金に係る交付決定及び予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、対象設備又は対象住宅の契約状況等の調査及び対象設備又は対象住宅の使用状況、

帳簿その他の必要な事項について、報告させること、現地調査を行うこと、又は納税状況等調査同意書（別紙５）の提出を求め、納税状況を調査することができる。

（決定の取消し）

第１７条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （１） 補助金の申請に関し、虚偽又は不正の事実があるとき。
- （２） この要綱の規定に違反したとき。
- （３） 第２条に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- （４） 第１２条第１項の報告をしなかったとき。
- （５） 第１３条第２項の承認を受けずに対象設備又は対象住宅を処分したとき。
- （６） その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

（補助金の返還）

第１８条 市長は、第１０条第２項、第１３条第４項及び前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

２ 市長は、前項の規定により返還を命ずるときは、補助金返還金額及び返還期限を決定し、補助金返還決定通知書（様式第８号）により通知する。

（警察署長からの意見聴取）

第１９条 市長は、必要があると認めるときは、申請者その他が暴力団員又は暴力団密接関係者であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（その他）

第２０条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

- １ この要綱は、平成２７年５月２０日から施行する。
- ２ 東大阪市住宅用太陽光発電設備普及促進事業補助金交付要綱及び東大阪市家庭用燃料電池普及促進事業補助金交付要綱は廃止する。

附則

この要綱は、平成２８年５月１３日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年６月７日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 5 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 8 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 5 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 5 条関係）

対象設備の補助対象要件及び補助金額

対象設備の種類	補助対象要件	補助金額
家庭用太陽光発電設備	電力会社の低圧配電線と逆流流有りで連系され、発電した電気が住宅として使用する部分で消費されているもの。 (全量買取は対象としない。)	発電出力(電力会社から届く「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」に記載されている受給最大電力の値)に 2 万円を乗じて得た額とし、補助対象経費の 2 分の 1 又は 8 万円の

		いずれか低い額を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
エネファーム	一般社団法人燃料電池普及促進協会【FCA】で指定されているもの。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は4万円のいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
家庭用蓄電池	国が今年度を実施する補助事業の対象として、一般社団法人環境共創イニシアチブ【SII】が公表する蓄電システム登録済製品一覧に記載されているもの。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第2（第3条、第5条関係）

対象住宅の補助対象要件及び補助金額

補助対象要件	補助金額
1 次の要件をすべて満たしていること。 (1) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。 (2) 平成28年省エネルギー基準に基づき計算された住宅の外皮平均熱貫流率（UA値）が0.46以下であること。 2 次のいずれか1つ以上の要件を満たしていること。 (1) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (2) 太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車に充電を可能とする設備又は電気自動車と住宅間で充放電することを可能とする設備を導入すること。（電気自動車はプラグインハイブリッド車を含む。）	補助対象経費の2分の1又は25万円のいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第3（第7条関係）

対象設備の添付書類

対象設備の種類	添付書類
家庭用太陽光発電設備	1 電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し（「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」） 2 設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール及び設置された住宅全体を確認できるもの）

エネファーム	1 保証書の写し及び保証登録カードの写し 2 設置状況を示すカラー写真（システム全体及び品名番号を確認できるもの）
家庭用蓄電池	1 保証書の写し ※保証書がない場合は販売・設置完了証明書（別紙４） 2 設置状況を示すカラー写真（システム全体及び品名番号を確認できるもの）

別表第４（第７条関係）

対象住宅の添付書類

1 売買に係る契約書の写し（売買契約書、工事請負契約書等） 2 B E L S 評価書の写し 3 B E L S 申請時に提出した外皮計算書 4 設置状況を示すカラー写真（住宅全体及び太陽光発電設備やH E M S、蓄電池、電気自動車充放電設備等のZ E Hを構成する設備の設置状況を確認できるもの） 5 住宅を引き渡したことを確認できる証明書等の写し ※ない場合は建物引渡証明書（別紙６） 6 H E M S の保証書の写し又はH E M S の導入を証明できるもの（別表第２に定める補助対象要件においてH E M S を導入した場合） 7 電気自動車充放電設備等の保証書の写し又は電気自動車充放電設備等の導入を証明できるもの（別表第２に定める補助対象要件において電気自動車充放電設備等を導入した場合）
--